

一般社団法人日本肘関節学会
会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本肘関節学会（以下「日肘会」という。）に所属する、会員の制度等について定める。

(会員の種別と資格要件)

第2条 日肘会の会員は、定款第6条の規定に基づき次のとおり定める。

- (1) 正会員：定款第6条（1）に依る。
- (2) 準会員：定款第6条（2）に依る。
- (3) 名誉会員：定款第6条（3）に依り、日肘会の発展に特別な貢献をし、かつこの法人の運営に多大の寄与をした者で、理事会の推薦により、社員総会の承認を得た者とする。資格要件の細則は別途定める。
- (4) 功勞会員：定款第6条（4）に依り、日肘会の発展に貢献し、かつこの法人の運営に寄与をした者で、理事会の推薦により、社員総会の承認を得た者とする。資格要件の細則は別途定める。
- (5) 賛助会員：定款第6条（5）に依る。

(入会手続き)

第3条 定款第7条の入会申し込みの手続きは、次のとおりとする。

- (1) 正会員になろうとする者は、評議員または教授1名の推薦を得て、所要事項を記入した所定の入会申込書（様式1）を日肘会の事務局へ提出する。
- (2) 準会員になろうとする者は、評議員2名の推薦を受け、所要事項を記入した所定の入会申込書（様式2）を日肘会の事務局へ提出する。
- (3) 賛助会員になろうとする者は、評議員2名の推薦を受け、所要事項を記入した所定の入会申込書（様式3）を日肘会の事務局へ提出する。

(資格の取得)

第4条 各会員の資格の取得は、次のとおりとする。

- (1) 前条の入会手続きを経て、入会金及び当該年度の年会費を納入し、理事会の承認を受けた後、承認日をもって正会員および準会員と認められる。
- (2) 前条の入会手続きを経て、当該年度の年会費を納入し、直近に開催される定例理事会の決議により賛助会員と認められる。
- (3) 入会金及び年会費は、別に定める「会費規程」に従う。

(権利義務)

第5条 会員の権利義務は、次項以下に定め、特別の場合を除き入会日をもって発生する。

2 正会員、準会員、名誉会員および功労会員の権利義務に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人の主催する学術集会、その他法人が行う事業に参加できる。
- (2) 法人の発行する学会誌に学術論文を投稿できる。
- (3) 法人の発行する学会誌の頒布（入会年月分以降）を無料で受けることができる。ただし、会費滞納の間はこれを停止する。
- (4) 別に定める会費を納めなければならない。但し、名誉会員、功労会員は会費の納入を要さない。
- (5) 社員総会の決議を順守しなければならない。
- (6) 評議員以外の正会員、名誉会員、功労会員は理事会の承認を得て社員総会に参加できるが、議決に加わることはできない。
- (7) 住所、氏名、学会誌送付先に変更がある場合には、速やかに届け出なければならない。
- (8) その他定款及び規程等に定められるところの権利を行使し義務を負う。

3 賛助会員の権利義務に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 当学会規則に定める会費を納めなければならない。
- (2) 理事会および社員総会の議決を遵守しなければならない。
- (3) 学術集会にオブザーバーとして出席できる。ただし発言権はない。
- (4) 学会誌の頒布を受けることができる。
- (5) 展示などの優先配置ができる。
- (6) ランチョンセミナーなど付帯セミナーの開催・協賛の優先申し込みができる。

(退会)

第6条 退会しようとする者は、所定の退会届を日肘会の事務局へ提出しなければならない。

2 退会届が提出された日が属する年度の年会費を納入することを義務とし、その事業年度末をもって退会日とする。

(再入会)

第7条 会員の資格を消失した者が再度入会しようとするときは、第3条の規程の適用を受け、新規入会手続きを行わなければならない。

2 再入会時における退会期間中の会費については日本肘関節学会会費規程第5条に従う。

(補則)

第8条 この規程に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この法人の最初の正会員、準会員、賛助会員、名誉会員および功労会員は、この法人の成立の日の前日(以下、「基準日」という)までに入会しない旨の意思表示をした者を除いて、基準日において法人化前の任意団体「日本肘関節学会」の正会員、準会員、賛助会員、名誉会員および功労会員として会員名簿に記載されている者とし、この法人の成立と同時にそれぞれこの法人の正会員、準会員、賛助会員、名誉会員および功労会員として入会したものとする。

名誉会員・功労会員に関する細則

日本肘関節学会定款第2章6条による名誉会員の推薦についてはこの定めによる

① 日本肘関節学会理事、監事経験者

② 日本肘関節学会学術集会会長経験者

③ 上記に準ずる功労のあった者

④ ①②③のいずれかに該当する者が、総会の行なわれる年の4月1日に年齢が65歳に達した場合、あるいは職を定年により退いた場合

但し、本会の役員に任にある者は、その任を終えた場合

日本肘関節学会定款第2章6条による功労会員の推薦についてはこの定めによる。

20年以上にわたり正会員であり、総会の行われる年の4月1日に年齢が70歳に達した者

附 記

1 本細則の変更は理事会において行う

2 この改訂規定は、令和6年3月1日より施行する